

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月、同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月  
② 昭和63年11月及び同年12月

転職のため会社を辞めた際、人事の方から国民年金の説明を受け、A市役所（現在は、B市役所）で加入手続きを行い保険料は毎月納付書で納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金徴収簿から、申立人は申立期間①の直後である昭和63年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、通常、保険料は、時効の成立の関係から納付期限が早く到達する月の保険料から納付することが一般的であるため、申立期間①が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、前述のとおり申立期間②直前の昭和63年8月から同年10月までの保険料を納付していることから、当該期間についても、納付書により現年度納付が可能であったと考えられる上、厚生年金保険、国民年金第3号被保険者への切替えも適切に行っており、年金制度に対する理解及び納付意識の高さがうかがわれることから申立期間②に係る保険料を納付していたと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成17年12月15日は57万6,000円、19年6月15日は58万6,000円、同年12月15日は57万2,000円、20年6月15日は58万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成19年6月15日  
③ 平成19年12月15日  
④ 平成20年6月15日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成23年7月15日に、申立期間①は57万6,000円、申立期間②及び③は60万円、申立期間④は61万5,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与か

ら控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の不足分を追加徴収したとしているが、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人が当該差額の保険料を徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年経過時以降であることが確認できることから、特例法により記録を訂正することはできない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月15日は57万6,000円、19年6月15日は58万6,000円、同年12月15日は57万2,000円、20年6月15日は58万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成17年12月15日は39万3,000円、19年6月15日は33万2,000円、同年12月15日は32万4,000円、20年6月15日は33万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成19年6月15日  
③ 平成19年12月15日  
④ 平成20年6月15日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成23年7月15日に、申立期間①は39万3,000円、申立期間②及び③は33万9,000円、申立期間④は35万4,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の不足分を追加徴収したとしているが、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人が当該差額の保険料を徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年経過時以降であることが確認できることから、特例法により記録を訂正することはできない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月15日は39万3,000円、19年6月15日は33万2,000円、同年12月15日は32万4,000円、20年6月15日は33万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成17年12月15日は39万円、19年6月15日は42万5,000円、同年12月15日は41万5,000円、20年6月15日は42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成19年6月15日  
③ 平成19年12月15日  
④ 平成20年6月15日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成23年7月15日に、申立期間①は39万円、申立期間②及び③は43万5,000円、申立期間④は45万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の不足分を追加徴収したとしているが、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人が当該差額の保険料を徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年経過時以降であることが確認できることから、特例法により記録を訂正することはできない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月15日は39万円、19年6月15日は42万5,000円、同年12月15日は41万5,000円、20年6月15日は42万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成17年12月15日は26万円、19年6月15日は42万5,000円、同年12月15日は41万5,000円、20年6月15日は42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成19年6月15日  
③ 平成19年12月15日  
④ 平成20年6月15日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成23年7月15日に、申立期間①は26万円、申立期間②及び③は43万5,000円、申立期間④は45万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の不足分を追加徴収したとしているが、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人が当該差額の保険料を徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年経過時以降であることが確認できることから、特例法により記録を訂正することはできない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月15日は26万円、19年6月15日は42万5,000円、同年12月15日は41万5,000円、20年6月15日は42万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成17年12月15日は58万3,000円、19年6月15日は57万円、同年12月15日及び20年6月15日は55万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成19年6月15日  
③ 平成19年12月15日  
④ 平成20年6月15日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成23年7月15日に、いずれも58万3,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の不足分を追加徴収したとしているが、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人が当該差額の保険料を徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年経過時以降であることが確認できることから、特例法により記録を訂正することはできない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月15日は58万円3,000円、19年6月15日は57万円、同年12月15日及び20年6月15日は55万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 53 年 6 月まで  
国民年金保険料納付記録照会申出書を提出したところ、申立期間について未納との回答だった。  
申立期間については、母親が国民年金の加入手続を行い保険料も納付していたと思うので、調査の上、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。」と主張しているが、その母親は既に他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、市の国民年金被保険者名簿から、申立人及びその妻は、昭和 53 年 4 月 24 日付けで加入手続を行い、申立人は 46 年\*月、その妻は 47 年\*月の 20 歳の到達時まで、共に遡及して加入していることが確認できるところ、加入の時点で申立期間のうち 50 年 12 月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間、その妻は 47 年 11 月から 54 年 9 月までの期間について、いずれも未納であることが確認できる。

さらに、加入手続が行われた時点で申立期間のうち、昭和 52 年 3 月以前の保険料について納付する場合は、特例納付及び過年度納付することとなるが、当該納付等が行われた場合に記録及び管理されることとなる特殊台帳は、申立人及びその妻については見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が付与されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年1月まで  
昭和48年11月にA社を退社後、49年3月頃にB市役所へ行き、窓口職員の指示どおりに国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号はB市において昭和49年3月に払い出され、所持している国民年金手帳の記載から49年2月20日に資格取得していることが確認でき、申立期間については未加入期間であることから保険料を納付することができなかったと考えられる。

なお、申立人の国民年金の資格取得日が、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和48年11月26日）から約3か月後の昭和49年2月20日となっていることについては、B市において同日を資格取得日とした理由が確認できる資料が残存していないため不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 7 日から同年 9 月 3 日まで

申立期間については、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、途中、厚生年金保険の加入期間が欠落している。一時的に退職や休職をした記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間における勤務状況についての証言を得ることはできない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、訂正又は遡及して処理された形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険加入期間は、厚生年金保険のオンライン記録と一致する上、申立期間及びその前後の時期に、数か月の未加入期間が存在する元同僚4人の雇用保険の加入期間は、全てオンライン記録と一致しており、複数の元同僚は、「厚生年金保険に加入していなかった期間は、一時的に退職していた時期なので、自分の記録は正しい。」としている。

さらに、当該事業所に申立期間当時から継続して勤務している元同僚は、前述の4人のうちの1人について記憶しており、「当該事業所を辞めてから3か月後に、再度入社した。」と証言している。

加えて、事業主は、「顧問社会保険労務士は、『申立人が昭和45年7月6日に退職した記録は残っているが、その後の記録は不明。』としている。」と証言しており、当該事業所においても関係資料は残存していないとしている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。